

## 令和8年度改定の答申を踏まえた緊急要望書

今回の調剤報酬改定においても、特定の医療機関と距離が近い薬局に対し、調剤報酬を減額する検討がなされ、さらに「門前薬局等立地依存減算（▲15点）」といった過酷なペナルティが追加で課されようとしている。

このような特定の薬局形態を狙い撃ちにした措置は、「不公平・不合理」かつ「時代逆行」であり、また、過度な行政介入によって市場競争とイノベーションを停滞させ、最終的に国民（患者）の不利益となるため、見直しを強く求めます。

本改定案における3つの重大な欠陥

- ① 利便性を求める患者のニーズと、医療DXの急速な進展による環境変化を無視し、立地と集中率に執着している点
- ② 参入規制の実質的な復活により、健全な市場競争・イノベーションを阻害し、長期的には国民に不利益となる点
- ③ 不公平・不合理な減額・減算、および不透明な決定プロセス

要望事項

### 1 集中率カウント変更に伴う激変緩和措置

同じ高集中率でありながら、基本料1は「区分が維持され、さらに+2点の優遇」に対し、医療モールや施設処方応需には「▲17点の懲罰」が課されるのは著しく不公平である。また、既存の薬局に対し、定義変更によって事後的にペナルティを科すことは、行政法上の「不利益遡及」に該当し、法的安定性を著しく損なうものであるため、基本料1と同様の措置を強く求める。

### 2 門前薬局等立地依存減算（▲15点）の撤回

すでに基本料が引き下げられている薬局に対し、さらに減算（都市部密集地や医療モール等に立地し、かつ集中率が高い、新規開設薬局への減算）を課す実質的な参入規制は、健全な市場競争とイノベーションを阻害し、最終的に国民の利益を損なうものであるため、断固として撤回を求める。